

平成 28 年度 第 2 回 門真市子ども・子育て会議 就学前教育・保育部会  
に係る審議経過について

- ◆ 日 時：平成 28 年 10 月 17 日（月） 午後 3 時 00 分～午後 3 時 50 分
- ◆ 議 題：1. 利用者負担について  
2. その他
- ◆ 主な審議内容

議題	内容	委員からの主な意見	部会での審議結果
<p>【議題 1】 利用者負担について</p>	<p>平成 29 年 4 月より、まずは 5 歳児の幼児教育・保育の利用者負担額の完全無償化を実施することについて報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 1 号認定（幼稚園等）及び 2 号認定利用者負担額（保育所等） → 世帯の所得等に関係なく、利用者負担額を無料</li> <li>• 私立幼稚園（新制度に移行していない幼稚園） → 世帯の所得等に関係なく、30 万 8 千円を上限に、支払った保育料等に対して就園奨励費を補助</li> <li>• こども発達支援センター → 世帯の所得等に関係なく、利用者負担額を無料</li> </ul> <p>※認可外保育施設の利用者は対象外 ※利用者負担（保育料）以外の、給食費や保護者会費、特定負担額等は対象外</p> <p>⇒ 今後、財源の確保を含めた詳細な検討を行い、4 歳児以下の年齢での実施を目指す。</p>	<p>以下のとおり</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 事務局案で進めることに対して合意を得た。</li> <li>• 今後の無償化の拡大について、以下の点を踏まえ、引き続き検討することとする。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 認可外保育施設の利用者を対象外とすることは、5 歳児については一定理解できるが、今後、対象年齢を拡充する場合は対象とすることを検討すべきである。また、国においては利用施設の種別等に関わらず 5 歳児無償化の議論がなされており、整合を図るべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 今後、4 歳児以下に拡充する際は、待機児童の状況や国の無償化の動向等を踏まえながら、認可外保育施設の利用者を対象とすることも含め検討することとする。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 認可外保育施設を対象とする場合は、ベビーシッター等、利用料が高額な場合の取り扱いを決めておく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 上限額を設定することとする。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 今般の無償化に伴う私立幼稚園児保護者補助金のあり方の検討もこの部会で実施するべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 門真市子ども・子育て会議の所管外の事項であるため、別途、市が調整・検討することとする。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 無償化により、1号認定から2号認定に切り替える保護者が増加することが想定され、今まで審議してきた待機児童解消のために確保すべき保育定員数に影響が出ることを考慮すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 今後、4歳児以下に拡充する際に、待機児童解消の状況を視野に入れて検討することとする。</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 4歳児以下に係る国基準に対する1号と2・3号認定の本市の利用者負担額割合の不均衡の課題についても併せて検討すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 今後、4歳児以下に拡充する際に、国基準に対する本市の利用者負担額割合についても視野に入れて検討することとする。</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 時間外保育や給食費についても無償化の対象として検討すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 今後、4歳児以下に拡充する際に、利用者負担額（保育料）以外の保護者負担についても視野に入れて検討することとする。</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>• こども発達支援センターと並行通園している世帯について、5歳児に限らず保護者負担の軽減を検討すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 今後、4歳児以下に拡充する際に、障がい児等の優遇措置についても視野に入れて検討することとする。</li> </ul>		